

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 26.5.30 第 186 回国会第 24 号

5 月 30 日（金）、第 24 回の委員会が開かれました。

1 専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法案（内閣提出第 48 号）

- ・田村厚生労働大臣、岡田内閣府副大臣、西川文部科学副大臣、佐藤厚生労働副大臣、小泉内閣府大臣政務官、高島厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

中 島 克 仁 君（みんな）

- ・高度専門的知識等を有する有期雇用労働者及び定年後に有期契約で継続雇用される高齢者について、労働契約法に基づく無期転換申込権発生までの期間の特例を設ける理由を伺いたい。
- ・労働時間規制改革について産業競争力会議の民間議員と厚生労働省の考え方に乖離がある中で、厚生労働省はどのように取りまとめていくつもりなのか。
- ・本法律案が産業競争力の強化や経済成長に期待される役割は何か。

井 坂 信 彦 君（結い）

- ・定年後に有期契約で継続雇用される高齢者を本法律案の適用対象とすることと国家戦略特別区域法との関係を伺いたい。
- ・平成24年の労働契約法の一部改正時に定年後に有期契約で継続雇用される高齢者にも無期転換申込権の発生を認めた理由を伺いたい。
- ・交渉力のある高度専門的知識等を有する有期雇用労働者に雇用管理措置を講ずる事業主に対して国が援助することは不要ではないか。

足 立 康 史 君（維新）

- ・新しい労働時間制度の創設に向けた厚生労働大臣の決意を伺いたい。
- ・目標管理制度の導入により成果で労働を評価することは可能であり、望ましいのではないか。
- ・厚生労働省は解雇紛争の金銭解決について導入に向けた具体的な検討を進める考えはあるのか。

重 徳 和 彦 君（維新）

- ・労働政策審議会において、本法律案における事業主による計画作成、認定のスキームを国から助成金を受けるこ

とを内容とする中小企業労働力確保法を前例として説明したことは不適切ではないか。

- ・高度専門労働者の年収要件について、国家戦略特別区域法附則第 2 条では一般の労働者より高水準の者とされているにもかかわらず、本法律案では単に省令委任とする理由について伺いたい。
- ・第 1 種計画に必要な記載事項のうち、特定有期業務の内容について、厚生労働大臣が定める基準の具体的内容を伺いたい。

高 橋 千 鶴 子 君（共産）

- ・過労死等防止対策推進法案の成立に当たっての厚生労働大臣の感想と決意について伺いたい。
- ・労働時間の規制緩和について、産業競争力会議の民間議員と厚生労働省の考え方に違いはあるものの、労働を時間ではなく成果で評価する新たな制度を創設するという点では一致しているかどうかについて確認したい。
- ・労働時間に応じて賃金が支払われなければ働き過ぎの実態が見えなくなる危険性があるのではないかと指摘に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

大 西 健 介 君（民主）

- ・産業競争力会議等で検討されている新しい労働時間制度の創設については、公明党からもサービス残業や長時間労働につながる懸念が示されており、時間をかけて検討すべきではないか。
- ・現在猶予措置が講じられている中小企業についても月 60 時間を超える時間外労働の割増賃金率を 50% に早急に引き上げるべきではないか。
- ・本法律案で無期転換ルールの特例の対象となる高度専門労働者の範囲が、今後、なし崩し的に拡大される懸念に対する厚生労働大臣の見解を伺いたい。

山井和則君（民主）

- ・短期集中特別訓練事業の入札に不調が続く現状を踏まえると、補正予算で組んだ278億円を国庫に返納すべきではないか。
- ・労働時間規制改革について、産業競争力会議の民間議員

の案で想定される労働者は、何人で、全労働者のうち何割程度か。

- ・民間議員の案によれば、幹部を目指す30～40代の方はほぼ対象者となる可能性があり、限定的とはいえないのではないか。